

金銭受領事案に係る元職員に対する民事訴訟、刑事告訴に関する検討状況

昨年6月12日に行った、元職員による金銭受領事案に関する第三者調査委員会報告を受けての本学記者会見において、カリン・マルキデス学長は、記者からの質問に対して、元職員に対する刑事告訴の可能性を検討する旨回答いたしました。本学のこれまでの検討状況をお知らせいたします。

第三者調査委員会の報告書では、「B社（※1）は、A氏（※2）への資金提供を踏まえて契約金額を水増しする余地はなかった。」「C氏（※3）自身も利益幅の少ない中で資金提供用の資金を苦勞して捻出していた旨説明しており、契約金額が不当にかさ上げされたといった事情は見受けられない。」とされていることからすれば、OISTは、元職員の金銭受領によって施設管理業務に関して経済的損害を負ったと判断することは困難です。

また、外部の弁護士から、本事案によってOISTがその他の金銭価額に換算できるような損害を被ったとして元職員に対して損害賠償請求や刑事告訴をすることは困難であるとの意見を得ております。

加えて、第三者調査委員会の報告書を受けて行った職員へのアンケート調査から、元職員の刑事告訴等を必要とする事実は見出されませんでした。

その他、OISTは、元職員に対する民事訴訟、業務上横領罪等で刑事告訴をし得るに十分な根拠を得ておりません。

したがって、OISTは、現時点において、元職員に対する民事訴訟、刑事告訴を行うことは困難であると判断しております。

（※1）B社は、沖縄科学技術大学院大学の施設管理を担当する事業者

（※2）A氏は、金銭を受領していた者

（※3）C氏は、B社の元取締役